

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「であって、6月以上の任期が定められているとされている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員」を削り、同項に次の1号を加える。

- (18) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められているとされる会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（1年間の勤務日が47日以下である者を除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合一の年度において次の表に掲げる期間

| | | | | | |
|--------------|--------|------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 1週間の 勤務日数 | 5日以上 | 4日 | 3日 | 2日 | 1日 |
| 1年間の 勤務日数 | 217日以上 | 169日から 216日まで | 121日から 168日まで | 73日から 120日まで | 48日から 72日まで |
| 日数 | 10日 | 7日 | 5日 | 3日 | 1日 |

備考 1週間の勤務時間が29時間以上の者に係る勤務日数は、5日以上とみなす。

第16条第2項中「であつて、6月以上の任期が定められているとされている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員」を削り、同項第2号中「小学校就学の始期に達するまでの」「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「その子に予防接種又は健康診断を受けさせる」を「必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をする」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。